



2024年3月12日

各 位

会 社 名 株式会社ナガオカ
代表者名 代表取締役社長 梅津 泰久
(コード：6239、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理本部長 楯本 智也
(TEL. 06-6261-6600)

当社の従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、一定の条件を満たす当社の従業員を対象に譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員が、当社株式を所有することにより経営参画意識を高めると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入する制度です。

2. 本制度の概要

(1) 対象者

本制度の対象となる従業員（以下、「対象者」という。）は2024年4月1日に在籍している者であって、譲渡制限付株式の割当てを決定する時点において、割当てを希望する従業員を予定しています。

当社は、対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭債権を支給しますが、これにより賃金が減額されることはありません。

(2) その他

譲渡制限付株式の割当てに関するその他の具体的内容につきましては、当社取締役会において決定されます。なお、本日開示の「自己株式の取得および自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに関するお知らせ」に記載のとおり、自己株式の買付けで取得した自己株式を従業員に株式報酬として交付する予定です。

以上